

発議第9号

野田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和 5年11月28日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 議会運営委員会委員長 内田 陽一

野田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、野田市議会議員（以下「議員」という。）が野田市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的とする。

(報告等)

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に任期満了又は議会の解散による任期終了により議員でない期間がある者で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となったものにあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における野田市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

(1) 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

ア 請負の対象とする役務、物件等

イ 契約締結日

ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）

エ 当該6月30日の属する会計年度の前会計年度において支払を受けた総額

(2) 前号エに掲げる総額の合計額

2 前項の規定による報告をすべき期限が、野田市の休日を定める条例（平成元年野田市条例第18号）第1条第1項に規定する休日（以下この項において「休日」という。）に当たるときは、その日以後においてその日に最も近い休日でない日をもってその期限とみなす。

3 議員は、第1項の規定による報告を訂正する必要があるときは、議長に対し、当該訂正の内容を届け出なければならない。

(公表)

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告又は同条第3項の規定による届出（以下「報告等」という。）があつたときは、報告等に係る一覧を作成し、当該一覧を報告等の内容と併せて公表しなければならない。

(報告等の保存)

第4条 報告等は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

提案理由

地方自治法が改正され、300万円までは、議員個人による市との請負が規制の対象から除かれることとなったことを受け、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図ることを目的として、野田市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定しようとするものである。

発議第10号

医療的ケア児の通学環境の整備及び必要な通学支援の実施を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年12月 5日

野田市議会議長 山口 克己 様

提出者 野田市議会議員 木名瀬 宣人

賛成者 野田市議会議員 平井 正一

同 竹内 美穂

同 椿 博文

同 小椋 直樹

同 谷口 早苗

同 河井 哲弥

同 小室 美枝子

同 星野 幸治

同 金木 祐輔

医療的ケア児の通学環境の整備及び必要な通学支援の実施を求める意見書（案）

昨今、医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等（医療的ケア児）が増加しており、その態様も様々であることから、医療的ケア児及びその家族が医療的ケア児個々の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるよう、各種体制を整備することが重要かつ喫緊の課題となっている。

このような社会情勢を背景に、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えるという理念の下、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が令和3年9月から施行された。学校教育においては、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒とともに教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ、適切に教育に関わる支援が行われることが求められている。

千葉県においては、現在、看護師等のケアを必要としないような軽度な医療的ケア児については各校長の判断によりスクールバスの乗車を認めているが、吸引や人工呼吸器の管理等、常時看護師等による見守り及び処置が必要な児童生徒がスクールバスに乗車することは認められていない。このため、こうした医療的ケア児が県立特別支援学校に通学するためには、家族らがマイカー等を利用して送迎せざるを得ない環境にある。

特にマイカーを有しない家庭などにおいては、経済的負担だけでなく心理的負担も大きく、通学そのものを断念するかどうかの判断に影響を及ぼしている状況となっている。

そのため、千葉県が上記法律の趣旨にのっとり、常時看護師等による見守り及び処置が必要な児童生徒であっても、医療的ケア児でない児童生徒とともに教育を受けられるような環境を速やかに整備していくことは、社会的要請であるのみならず、県としての責務である。

よって本市議会は、千葉県に対し、医療的ケア児の通学に関し、保護者等の負担軽減と医療的ケア児本人の社会自立に向けた支援の観点から、医療的ケア児個々の心身の状況等に応じた最適な通学環境の整備及び必要な通学支援の実施を求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

野田市議会 議長

千葉県知事 宛て